

3 原材料支給補助金について

田中貞男議員の「原材料支給補助金について」のご質問にお答えいたします。

原材料支給補助金は、地域の公共施設の良好な維持管理を奨励するため、管理主体が自治会や水利組合等の団体に対し必要な原材料費を補助する制度であります。

本制度は平成24年に施行した後、対象経費や補助金の上限見直しを必要に応じて行ってきたところであり、直近では、令和5年度に物価上昇に伴い上限額を10万円から15万円に引き上げるとともに、高所作業車の借上料を対象経費に追加しております。

さらに、物価変動を適宜反映させるため、毎年度、対象経費のうち申請頻度の高い花こう土やコンクリート、重機借上料等の上限単価の見直しも行っております。

昨今の物価上昇は承知しておりますが、上限額の引上げ改正から間もないことや、引上げ後の物価推移からも、現状の制度内容で対応可能と考えておりますので、現時点で本制度の見直しをする予定はございません。

今後も引き続き物価変動を注視しながら、必要に応じて制度の見直しを行ってまいります。

以上、田中貞男議員のご質問に対する答弁といたします。